

平成30年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者制作総合研究事業(身体・知的等障害分野))

研究課題名(課題番号):総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証
のための研究(H30-身体・知的-一般-004)
分担研究報告書

分担研究課題名:共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援事業所における
自立生活援助に関する実態調査

主任研究者:櫻井久雄 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)
分担研究者:大塚 晃 (上智大学)
研究協力者:日詰正文、古屋和彦、岡田裕樹 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、平成30(2018)年4月より新たに創設された自立生活援助について、自治体における指定の状況や、自立生活援助事業所での利用者の状況や支援の内容など、サービスについての実態把握と効果の検証を目的として、2年間で実施する。1年目の平成30年度は、自治体での指定状況等の把握と、サービスを提供している事業所でのサービスの実施状況や課題等について調査を行った。研究方法は、都道府県、政令指定都市、中核市を対象とした指定状況のアンケート調査及び指定事業所を対象としたサービスの実施状況、利用者の状況等についてアンケート調査を実施した。その結果、指定事業所が1事業所以上あった自治体が半数以下で、指定事業所は約150事業所であった。利用者は精神障害、知的障害の人が大半で、利用者の年代は精神障害の方が知的障害よりも高く、支援の状況では、定期訪問、随時通報を受けた訪問、同行支援加算に係る支援の回数は、いずれも知的障害の方が多かった。

A. 研究目的

1. 背景

平成30(2018)年4月の障害者総合支援法報酬改定に伴い、定期的な巡回訪問や随時の対応等によって障害者の地域生活を支援する新たなサービスとして「自立生活援助」が創設された。本研究は、新たなサービスとして創設された自立生活援助について、自治体における指定の状況や、自立生活援助事業所での利用者の状況、支援の内容など、サービスについての実態把握と効果の検証を目的として実施した。なお、本研究は2年間で行うものであり、1年目の平成30年度は、各都道府県、政令指定都市、中核市の自立生活援助の指定状況等を調査し、指定状況等の全体像を把握することと、さらにサービスを提供している事業所を対象とした、サービスの実施状況や課題等について調査を行い、現状を把握するための基礎資料とすること

を目的とした。

2. 制度の概要

自立生活援助が創設に至った経緯として、障害者の地域生活を支援する仕組みの見直しの過程で、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいることから、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を行う障害者の理解力、生活力等を補うためのサービスとして創設された。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助

言や医療機関等との連絡調整を行うことと、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う等があげられる。サービスの対象者は、「定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者」かつ「居宅において単身(家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等)のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者」であり、対象期間は1年間である。

提供されるサービスの内容については、

(1) 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問

(2) 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握

(3) 必要な情報の提供及び助言並びに相談

(4) 関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等)との連絡調整

(5) その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

が主とされ、施設入所支援等からの退所または精神科病院等からの退院後、一人暮らしを始める障害者について、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うという目的を踏まえ、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を行うものとされている。¹⁾

B. 研究方法

本研究は以下の方法により行った。なお、本研究において、連携して実施している平成30年度厚生労働科学研究「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」(研究代表者・田村綾子氏)と連携し、本調査の対象は、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援の4事業を主体とした事業所とした。

(1) 自治体(都道府県、政令指定都市、中核市)に対するアンケート調査

調査内容: 自立生活援助の指定を受けている事業者名、管理者名、郵便番号、住所、電話番号、E-mail アドレス等について。

調査期間: 平成30年11月26日から12月14日

(2) サービス提供事業所に対するアンケート調査

調査内容: (1) で情報提供があった事業所より、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援事業所を主体とする事業所を対象に、自立生活援助のサービスの実施状況、利用者の状況等についてアンケート調査を実施した。

実施期間: 平成31年2月5日から2月22日

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会にて承認を得た。

C. 研究結果

1. 自治体(都道府県、政令指定都市、中核市)に対するアンケート調査

対象とした121自治体のうち、121自治体(回収率100%)から回答を得た。平成30年11月末日時点で、121自治体より自立生活援助の指定を受けた事業所は152事業所であった。

(1) 事業所指定進捗状況

回答があった121自治体のうち、指定事業所が1事業所以上あった自治体は58自治体(47.9%)、1事業所もなかったのは63自治体(52.1%)であった。(図1)

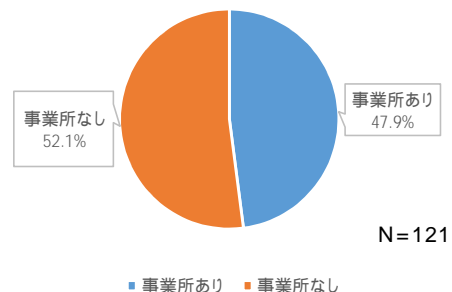


図1 自治体指定状況

(2) 指定事業所数

指定事業所が 1 事業所の自治体が 26 自治体 (21.5%) で、 2 事業所の自治体が 22 自治体 (18.2%)、 3 事業所以上の自治体は 5 自治体 (4.1%) であった。(図 2)

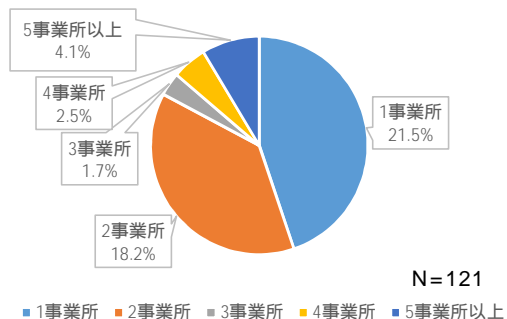


図 2 自立生活援助の自治体別指定事業所数の割

(3) 併設する事業種別

併設している事業種別では、「相談支援事業者」が 51.3%、「共同生活援助」が 29.6%、「居宅介護」が 10.5%、「宿泊型自立訓練」が 7.9%、「障害者支援施設」が 0.7% であった。(図 3)

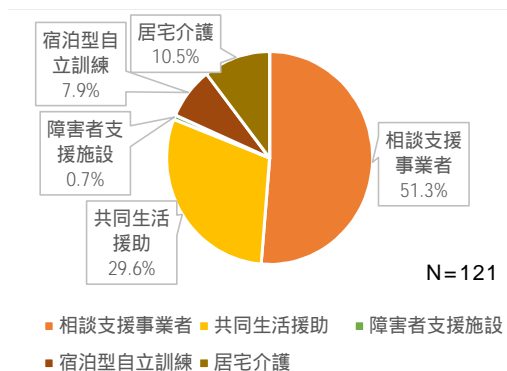


図 3 併設する事業種別の割合

2 .サービス提供事業所に対するアンケート調査

(1) の調査で情報提供があった指定事業所を対象に、アンケート調査を実施した。調査対象は、実施主体が障害者支援施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練、居宅介護、その他である 73 事業所とした。その結果、73 事業所のうち 53 事業所から回答があった (回収率 72.6%)、詳細は以下の通りである。

(1) 契約者数

契約者数は、「 1 ~ 4 人」が 47.2%、「 0 人」が 39.6% であり、 4 人以下が 86.8% であった。 10 人以上は 7.5% であった。

(2) 利用者の障害種別

利用者の障害種別は、「精神障害」が 53.5%、「知的障害」が 40.3% であった。「身体障害」は 0 人であったが、他障害との重複の人は 2 人であった。(図 4)

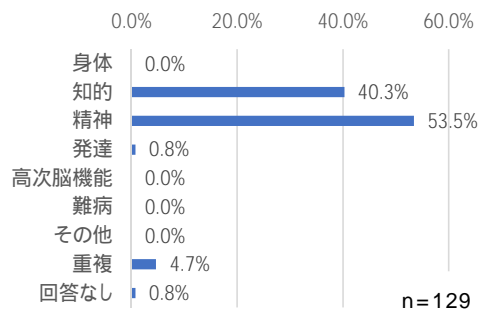


図 4 利用者の障害種別の割合

(3) 利用者の性別

利用者の性別は、「男性」が 56.6%、「女性」が 42.6% であった。障害種別では、知的障害は「男性」が 57.7%、「女性」が 40.4%、精神障害は「男性」が 56.5%、「女性」が 43.5% であった。

(4) 利用者の年代

利用者の年代では、「 50 代」が 34.9%、「 40 代」が 20.9%、「 30 代」が 17.8%、「 20 代」が 12.4%、「 60 代」が 10.1% であった。障害種別では、知的障害は「 30 代」「 50 代」が 23.1%、「 20 代」が 21.2%、「 40 代」が 19.2%、「 60 代」が 9.6% で、精神障害は「 50 代」が 44.9%、「 40 代」が 21.7%、「 30 代」が 14.5%、「 60 代」が 8.7%、「 20 代」が 5.8% であった。(図 5)

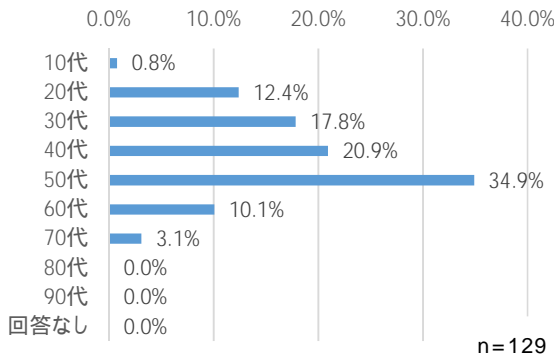


図5 利用者の年代の割合

(5) 利用者の障害支援区分

利用者の障害支援区分では、「区分なし」が33.3%、「区分2」が31.8%、「区分3」が23.3%、「区分1」が7.8%であった。障害種別では、知的障害は、「区分2」が38.5%、「区分3」が25.0%、「区分なし」が17.3%、「区分1」が15.4%で、精神障害は、「区分なし」が47.8%、「区分2」が26.1%、「区分3」が20.3%であった。(図6)

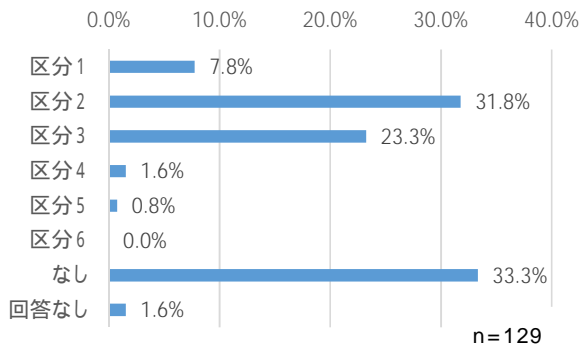


図6 利用者の障害支援区分の割合

(6) 支援の経過

「退所等から1年以内」が48.8%、「それ以外」が51.2%であった。障害種別では、知的障害は「退所等から1年以内」が26.9%、「それ以外」が73.1%で、精神障害は「退所等から1年以内」が66.7%、「それ以外」が33.3%であった。

(7) 移行前の居住先

「共同生活援助」が45.7%、「精神科病院」が17.8%、「その他」が23.3%、「宿泊型自立訓練」が7.8%であった。「その他」回答のうち、「自宅」、「アパート」、「単身」の回答が全体の20.9%であった。

障害種別では、知的障害は「共同生活援助」が73.1%、「その他」が23.1%で、精神障害は「精神科病院」が33.3%、「共同生活援助」が27.5%、「その他」が18.8%、「宿泊型自立訓練」が13.0%であった。(図7)

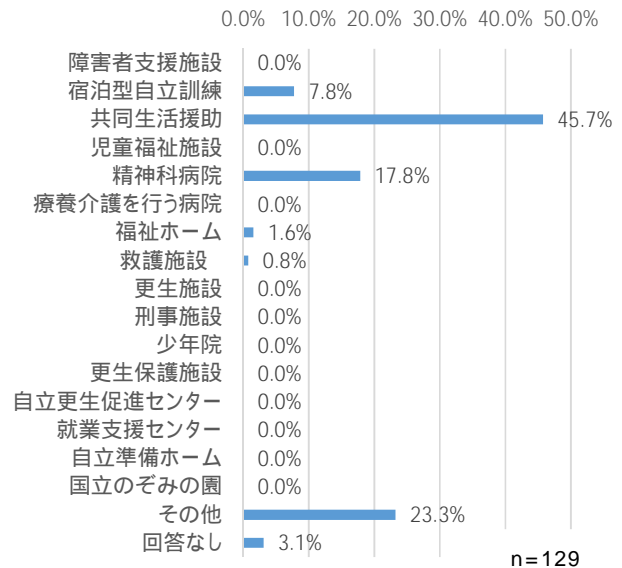


図7 利用者の移行前の居住先の割合

(8) 現在の居住形態

「単身」が76.7%、「障害のある家族との同居」が16.3%、「疾病のある家族との同居」が4.7%であった。障害種別では、知的障害は「単身」が61.5%、「障害のある家族との同居」が32.7%で、精神障害は「単身」が88.4%、「障害のある家族との同居」が5.8%であった。(図8)

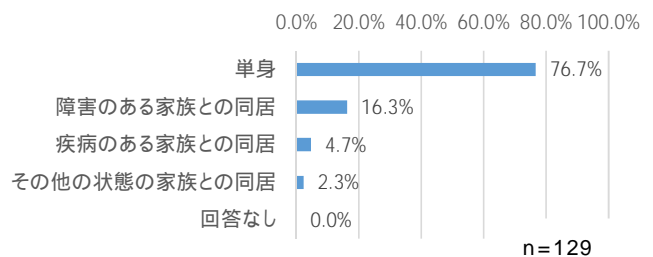


図8 利用者の現在の居住の割合

(9) 1か月あたりの訪問回数

平成30(2018)年11月の1か月で定期的訪問をした回数は、「2回」が37.2%、「3回」が17.1%、「4回」が14.7%、「6~9回」が14.0%、「5回」が12.4%であった。なお、利用者一人当たり平均訪問回数は3.5回であった。障

害種別では、知的障害は「2回」が28.8%、「3回」が19.2%、「4回」が17.3%で、精神障害は「2回」が43.5%、「3回」「4回」「5回」「6～9回」が13.0%であった。(図9)

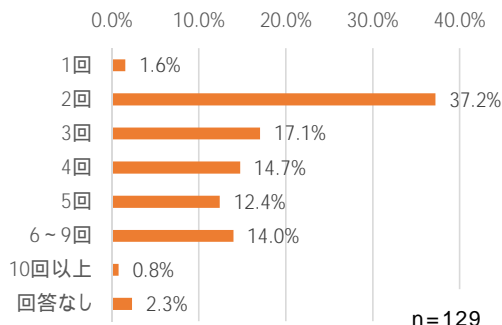


図9 1か月あたりの訪問回数の割合

(10) 随時通報を受けて行った訪問回数

平成30(2018)年11月の1か月で随時通報を受けて行った訪問がある利用者の割合は、21.7%であった。訪問回数別の割合は、「1回」が7.0%、「2回」が3.9%、「3回」が3.9%、「4回」が3.1%であった。障害種別では、知的障害は「1回」が11.5%、「3回」が7.7%、「2回」「4回」「5回」が5.8%で、精神障害は「1回」が4.3%であった。(図10)

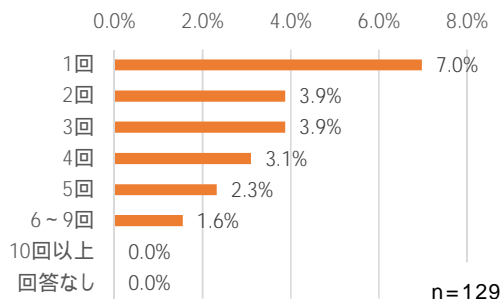


図10 随時通報を受けて行った訪問回数の割合

(11) 随時通報を受けて行った訪問支援の時間帯

平成30(2018)年11月の1か月で随時通報を受けて行った訪問支援の時間帯は、「開所時間内」が81.3%、「開所時間外(所定閉所時間～22時)」が8.8%、「閉所日(6時～22時)」が5.0%であった。障害種別では、知的障害は「開所時間内」が79.0%、「開所時間外(所定閉所時間～22時)」が11.3%で、精神障害は「開所時間内」が70.0%、「開所時間外(22時～6時)」が11.3%、「閉所日(6時～22時)」が5.0%であった。(図11)

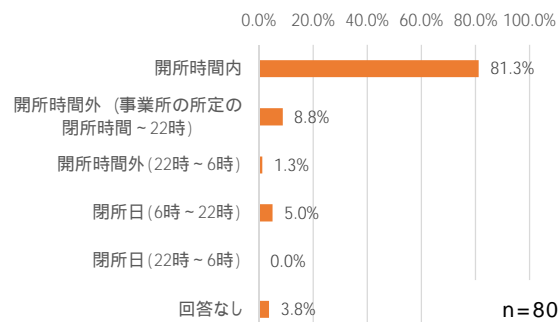


図11 随時通報を受けて行った訪問支援の時間帯の割合

(12) 随時通報による訪問支援の内容

複数の回答があったものでは、「お金に関する相談等」が8件、「書類の確認等」が5件、「体調不良」「気持ちの不安定」に対する支援が4件、「家の物についての相談」が3件であった。このうち、お金に関する相談等、書類の確認等はすべて知的障害の利用者が対象であった。

(13) 同行支援加算に係る支援の内容

平成30(2018)年11月の1か月で行った同行支援加算に係る支援の内容では、利用者全体の46.5%で、対象となる支援が行われていた。行き先別での割合では、「その他」が46.0%、「医療機関」が32.5%、「行政機関」が13.5%、「金融機関」が4.8%、「障害福祉サービス等の機関」が3.2%であった。「その他」回答のうち、約7割が「買い物支援」であった。障害種別では、知的障害は「医療機関」が41.2%、「その他」が33.3%、「行政機関」「金融機関」が11.8%で、精神障害は「その他」が55.2%、「医療機関」が29.9%、「行政機関」が13.4%であった。(図12)

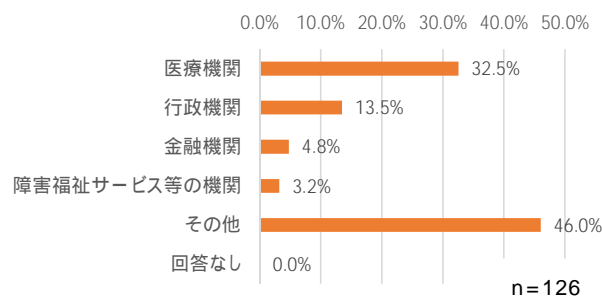


図12 同行支援に係る支援の内容の割合

D. 考察

1. 調査結果についての分析

(1) 事業所指定の状況

本研究は、平成 30(2018)年 4 月より新たに創設されたサービスである自立生活援助の実態把握及び効果の検証のために 2 年間で行うものであり、本年度は基礎調査として、制度が開始してから約半年後である平成 30 年 11 月時点での全国の指定状況や事業所の支援の状況等を把握した。

調査 1 の結果、調査実施時点では、121 自治体のうち指定事業所が 1 事業所以上あった自治体は 47.9%であり、1 事業所もなかった自治体 52.1%を下回った。そのうち、指定事業所が 5 事業所以上の自治体は 5 自治体 (4.1%) であり、なかでも東京都のみで指定事業所が 40 事業所あり、自治体間の地域格差が生じている状況であった。また、指定事業所の主体となる事業種別では、「相談支援事業所」が 51.3%と約半数であり、次いで「共同生活援助」が 29.6%で、この両事業で全体の約 8 割を占めていた。

(2) 事業所での利用者、支援の状況

調査 2 の結果では、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援が実施主体である事業所を対象とした支援の利用者の内容や支援の内容についての実態調査を行い、53 事業所から回答を得た。

利用者の障害種別では、53 事業所から回答を得られた 129 人の利用者のうち、精神障害が 53.5%、知的障害が 40.3%で、両者でほぼ占められていた。

障害別の傾向を見ると、「精神障害」の利用者は、50 代が最も多く、40 代以上が 79.7%であった。居住は地域での単身が 88.4%で約 9 割を占め、経緯では精神科病院からの移行が 33.3%で最も多く、次いで共同生活援助、宿泊型自立訓練からの移行であり、いずれも退所後から 1 年以内が約 7 割であった。

精神障害の利用者の自立生活援助の支援の

状況では、1 か月での定期的訪問の回数は 2 回が 43.5%で、3 ~ 5 回は 39.1%であった。一方、随時通報を受けて行った訪問では、支援を受けた利用者は利用者全体の 10.1%で、1 か月での訪問回数は 1 回が最も多く、訪問支援の時間帯は、開所時間内が約 7 割であった。支援の具体的な内容では、体調不良や気持ちの不安定、救急搬送や、服薬の確認、家の物の確認、相談事など多様であった。同行支援加算に係る支援では、支援を受けた利用者は利用者全体の 36.2%で、具体的な行き先は、その他が 55.2%で、なかでも「買い物」が全体の 43.3%で最も多く、次いで医療機関が多かった。

一方、「知的障害」の利用者は、30 代と 50 代が最も多く、40 代以上が 53.8%であった。居住は地域での単身が約 6 割で、家族との同居が 38.5%であった。経緯では共同生活援助からが約 7 割であった。

知的障害の利用者の自立生活援助の支援の状況では、1 か月での定期的訪問の回数は 2 回が 28.8%であったが、3 ~ 5 回は 50.0%と多かった。一方、随時通報を受けて行った訪問では、支援を受けた利用者は利用者全体の 38.5%で、1 か月での訪問回数は 1 回が最も多いが、3 回以上が 55.0%であり、訪問支援の時間帯は、開所時間内が約 8 割であったが、開所時間外、閉所日をあわせて 16.1%であった。支援の具体的な内容では、お金の相談と書類等の確認が多く、体調不良や気持ちの不安定、家の物の修理等が多かった。同行支援加算に係る支援では、支援を受けた利用者は利用者全体の 59.6%で、具体的な行き先は、医療機関が 41.2%で最も多く、行政機関や金融機関、買い物支援なども多かった。

自立生活援助の利用者の年代は精神障害の方が知的障害よりも高く、居住形態では精神障害は単身が大半であるが、知的障害は家族との同居の割合が精神障害よりも高かった。支援の状況では、定期訪問、随時通報を受けた訪問、同行支援加算に係る支援の回数は、いずれも知的障害の方が多く、随時通報を受けた訪問の時

間帯は、開所時間外や閉所日の割合も高かった。

2．結果についての考察

事業所指定の状況については、制度開始から約半年後の時点において、全国的にまだ事業所の指定が進んでおらず、また、指定事業所数に地域格差が生じている現状がうかがえた。

事業所での利用者、支援の状況については、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援が実施主体である事業所においては、利用者の障害は知的障害と精神障害が大半であり、障害種別によって支援の内容に特徴が見られた。総じて、精神障害の利用者に比べて知的障害の利用者に対する支援の頻度が高く、不定期の支援の頻度や時間帯の幅も大きいことがうかがえた。精神障害の利用者は、精神科病院から地域で単身生活に移行する際に利用するケースが多いことが推察され、年代も約8割が40代以上と知的障害と比べると高齢であった。自立生活援助において、障害種別によって利用者の状況や支援の内容に違いがあり、その特性にあわせた支援が必要であることがうかがえた。

3．今後の課題

本研究は平成30年4月の制度開始より約半年後の状況の調査であり、全国的にも指定を受けた事業所が少ない状況のため、継続的な調査が必要である。今後は、相談支援事業所を主体とした自立生活援助事業所も含めた全体的な実態の把握が必要である。

【文献】

- 1) 厚生労働省：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム、第8回資料 2017
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000179947.html>
(2019年3月31日最終閲覧)

G. 研究発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし